

六月一日から 通称「市民マナー条例」を施行

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

六月一日、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)が施行されました。この条例は、路上喫煙や夜間花火などを禁止し市民の皆さんの清潔・安全・快適な生活環境を確保することを目的としています。条例の目的をご理解いただき、皆さんのご協力をお願いします。条例の主な内容は、次のとおりです。

●歩行喫煙の禁止

道路・公園・広場などの公共の場所では、歩行中や自転車に乗車中に喫煙しないようにしましょう。

●喫煙禁止区域内の喫煙禁止

特に人通りが多く、歩行喫煙によるやけどなどの危険性が高く、受動喫煙やたばこの煙の臭気などで迷惑となる地区を、地元自治会などと協議し、喫煙禁止区域にJR芦屋駅周辺を指定します。喫煙禁止区域内では歩行喫煙はもちろん、定められた場所以外での喫煙を禁止します。違反したときは、過料(二千元)を科します。

●夜間花火の禁止

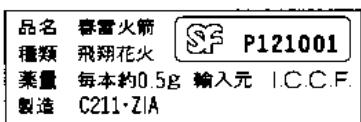
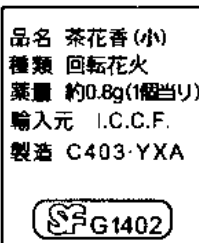
海岸・河川・公園・広場などの公共の場所で、夜間(午後九時から午前六時まで)に花火をすることを禁止します。

禁止する花火は、次の玩具花火です。

- 一 ピンホイール・サキオン・ヨーヨーなど、回転することを主とする花火
- 二 金魚・小笛・ケーブルカー・花車・爆龍など、走行することを主とする花火



※印は、喫煙場所



花火には、このような表示がされています。

する花火

- 三 笛ロケット・流星・人工衛星など、飛ばして使用することを主とする花火
- 四 乱玉・パラシュートなど、打ち揚げることを主とする花火
- 五 スモーククラッカー・クラッカーボール・平玉・爆竹など、爆発音を出すことを主とする花火

なお、線香花火、へび玉などは禁止対象外です。

●たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て禁止

海岸・河川・公園・広場などの公共の場所で、たばこの吸い殻や空き缶などを投げ捨てたり放置することを禁止します。

●飼い犬のふんの放置などの禁止

犬の飼い主などは、道路・公園・広場などの公共の場所で犬の散歩や運動させるときは常に鎖などで制御しなければなりません。犬が大好きな人ばかりではありません。犬が苦しみ、手な人もたくさんいます。なお、リードなどを長く延ばしてつなぐことは禁止の対象となります。

また、道路・公園・広場などの公共の場所であつた場合、そのふんを回収しなければなりません。散歩や運動させるときは、ふんを回収する容器などを用意しましょう。

●落書きの禁止

道路・公園・広場などの公共の場所や他人が所有する建築物などに落書きをすることを禁止します。

●回収容器の設置および管理

缶などの容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置し、その容器を適正に管理しましょう。

●罰則

道路・公園・広場などの公共の場所で夜間花火をした者、たばこの吸い殻や空き缶などをポイ捨てした者、鎖などで制御しない・ふんを回収しない犬の飼い主、落書きをした者に対しては、その行為の中止などを勧告または命令をします。その命令に従わない者には、十万円以下の罰金を科します。

●美化推進員

この条例の目的を達成するための啓発活動などに取り組むために、各自治会から推薦いただいたかたを美化推進員として委嘱します。

歩行喫煙の防止などには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。美化推進員との連携による「清潔で安全かつ快適なまちづくり」にご協力ください。

犬・猫の引き取り制度

「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」では、動物がみだりに繁殖して飼い主としての責任が果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。また、生まれた子犬や子猫を飼えないからといって安易に捨てることは決して許されることではありませんし、動物への虐待として罰せられることがあります。そのため、県では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずにこの制度を利用してください。

問い合わせ 兵庫県動物愛護センター ☎06-6432-4599 (尼崎市西昆陽4-1-1)

兵庫県動物愛護推進員からのお知らせ

■迷子になっても慌てないために...

犬の首輪には、必ず鑑札や狂犬病予防接種済票を付けましょう。迷子になって保護されたときには、必ず連絡がとれるので安心です。鑑札や注射済み票だけでなく、飼い主の電話番号を書いた迷子札も付けておけば、なお安心ですね!

【ペットが迷子になった時の緊急連絡先】

- ★芦屋警察署(会計課) ☎23-0110
- ★兵庫県動物愛護センター ☎06-6432-4599
- ★芦屋動物愛護協会 ☎38-2033

迷子犬を保護したときにも必ず連絡を!

■「つい野良猫にエサを与えてしまったら...」
「いつの間にか数が増えてしまった」「近隣からも苦情が出始めた」「また妊娠しないかと不安で心配で...」と密かに思い悩んでいる市民のかたが、数多くおられるようです。猫は一年に三回妊娠する場合もあります。そのまま放置していたら、ねずみ算的に増えてしまうのは明らかです。

野良猫の避妊・去勢手術をご希望のかたは、

早目に芦屋動物愛護協会へご相談ください。■「野良猫」から「地域猫」への道を目指して■
耳にV字カットが入った野良猫に出会った経験のあるかたが、最近増えてきたのではないかと思います。

これは、不妊手術を済ませた猫(♀とも同じ)の印です。一代限りの命で、もう子孫を増やすことはありません。そんな猫の存在を、同じ街に暮らすものとして受け入れていただき、猫による被害を受けて迷惑に思っているかたや野良猫が、何とか平和に共存している社会を作れるように...と願っています。野良猫問題を解決するためには、まずは理解し合うことが必要なのではないでしょうか。



死獣の引き取り

○手続き

開庁日 午後3時30分までに環境課(☎38-2050)へご連絡ください。
閉庁日 市役所(☎31-2121)へご連絡ください。
※持ち込まれる場合は、開庁日の午前9時から午後5時(正午から午後0時45分を除く)に環境課までお越しください。

○用意するもの

飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の狂犬病予防注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

○引き取り

開庁日 午後3時30分から5時までに職員が引き取りに伺います。
閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の午後3時30分から5時までに引き取りに伺います。
長期休日(大型連休または年末年始など)の場合は、別に広報紙でお知らせします。

○費用

飼い主のいる動物
大型犬等(動物)一匹 3,000円 中型犬等(動物)一匹 2,500円
小型犬等(動物)一匹 2,000円
※飼い主のいない動物は無料です。